

新ポイントシリーズ【収支相償】

第1回 収支相償の基本的な考え方

1 公益法人関係者にとって大変頭の痛い問題の一つは、収支相償への対応です。

少しでも黒字が出れば遵守基準違反となるのか、赤字を続けることは法人の生存力を奪ってしまうことにならないかなど、多くの疑問や批判が公益法人協会(公法協)にも寄せられています。

公法協は、根本的な解決のためには法律の改正(公益認定法第14条、第5条第六号)が必要と考えていますが、現行法を前提としても黒字が出た場合の対応策は、ガイドラインやFAQをよく読めば、いろいろと認められており、これらを正しく理解することにより、相当程度柔軟な対応が可能と思います。

この新ポイントシリーズ【収支相償】は、公益法人関係者の方々の理解を深めていただくために、関係方面の見解も徴しつつ公法協の責任で作成したものです。

2 平成27年4月収支相償に関連するFAQの追加と修正がありました。また従前からそのまま残っているFAQもあり、またタイトルが「公益目的事業比率」や「遊休財産」となっていますが収支相償に関するFAQもあります。さらに、これらのFAQの元になるものとしてガイドラインの収支相償の項もあります。収支相償対応策を考える場合、これらを有機的、総合的に理解する必要があります。また、新制度施行前に細則の考え方を審議した公益認定等委員会の議事録、とくに収支相償については第36回、第40回、第41回も参考になります。

下記の表は、収支相償に関するFAQ番号等と簡単な内容をまとめたものです。

3 なお、この新ポイントシリーズ【収支相償】をお読みいただくにあたり強調したいことを申しあげておきます

その対応策が合理的に説明でき、かつ機関決定を経ることが必要です。

次回以降、色々な対応策を説明しますがそれらの対応策をとることについて、先ず、社会の共感が得られる十分な合理的理由があることが必要です。例えば、「公益目的保有財産として金融資産を積む」、「特定費用準備資金を設定する」にはそれぞれ、社会に公開した場合一般市民が共感し、納得してもらえだけの合理的な理由を説明できることが必要です。もちろん、このことは一般社会のために公益法人を監督する行政庁の理解を得ることにも繋がります。

また、これらの収支相償対応策は事務局や担当役員だけで決定するのではな

く、規定に基づく機関決定を経ることが必要です。多くの場合この機関決定は理事会承認と考えられます。

収支相償に関連するガイドライン（G）及びFAQ等一覧

	番号	追加・修正*	内容
G	5		判定方法、剰余金の扱い
FAQ	V-2-①		第1段階の事業単位
FAQ	V-2-②		収益事業等利益50%・50%超繰入の場合の判定方法
FAQ	V-2-③	修正	2後段「金融資産の取得」、3「剰余が出た場合の措置」を追加
FAQ	V-2-④		第1段階と第2段階で判定する理由
FAQ	V-2-⑤	修正	「剰余金が発生した場合に必要な措置」を参考として追加
FAQ	V-2-⑥	追加	翌々事業年度解消計画を認める手続き
FAQ	V-2-⑦	追加	剰余金の金融資産取得を認める条件
FAQ	V-3-④		特定費用準備資金の利用方法、4で、将来の収支変動に備えて自主的に積み立てる資金の要件について言及
FAQ	V-4-④		特定費用準備資金・資産取得資金の積立条件
FAQ	V-4-⑫	修正	指定正味財産とする寄附金の元利金の要件
誤解**	8		10年を超える特定費用準備資金

*追加修正とは平成27年4月に追加または修正されたものです。

**内閣府「よくある誤解への回答」を指します。